

交通安全だより

第 1 1 号 平成18年2月発行 札幌市交通安全運動推進委員会 Ta211-2268

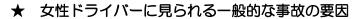
札幌市の交通安全 http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen/



女性ドライバーによるスリップ事故が多発しています!!

今シーズン(11月以降)に入り、凍結路面や圧雪路面でのスリップによる死亡事故が多発しています

- ★ 女性ドライバーによるスリップ死亡事故の発生状況
 - ・ 昼間の発生が多い。 特に午前6時から午前8時までの早朝に4割が発生。
 - ・道路形状では、直線が6割、カーブが4割。
 - ・運転者の年齢では、20歳から24歳までの若年者が4割。
 - ・相手車両は、全てが貨物自動車。(大型貨物3割、普通貨物7割)



走行中対向車線に寄る傾向がある

・積雪状態では中央線が見えず、知らないうちに対向車線側を走行する傾向がある。 下り坂では自然にスピードが上昇してしまう。

対向車発見時の動揺

・特に大型車の場合は、圧迫感や怖さを感じやすい。

不用意な行動

・不用意にハンドル、ブレーキを操作し、スリップ状態となる。心理的圧迫感→不用意な操作→スリップ→制御不能

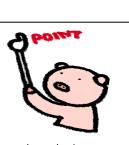
スリップそしてパニック

・多少の横滑りなら、落ち着いてハンドル操作をすれば、衝突は防止可能。 急ブレーキや急ハンドルを切ると車両のコントロールができず、対向車線にはみ出したり 路外に逸脱してしまう。

スリップ事故を防止するために・・・

- ・走行車線をしっかりキープする。
- ・下り坂、カーブの手前では減速する。
- 対向車にあわてない。
- ・ハンドルとブレーキを同時に操作しない。
- ・スリップしても、アクセルを放し緩やかなハンドル操作で立て直す。





(資料提供:北海道警察)

安全マメ知識

一自動車の保管場所の確保等に関する法律一

冬期は特に、路上駐車による障害が発生します。確実に保管場所を確保し、保管 しましょう。

(罰則:20万円以下の罰金)

② 車庫代わり駐車(第11条第1項違反) 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならない。 (罰則:3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)

◎ 長時間駐車(第11条第2項違反)自動車が道路上の同一場所に引き続き12時間以上又は夜間8時間以上駐車してはならない。 ※夜間~日没から日の出までの間

◎ 虚偽の車庫証明提出による自動車登録違反(第4条第1項)車庫とばし等、虚偽の車庫証明書を提出して自動車の登録処分を受けた者 (罰則:20万円以下の罰金)

軽自動車の届出義務違反(第5条)届出義務適用地域(札幌市は該当)において新規に軽自動車を運行しようとするときは届け出なければならない。

(罰則:10万円以下の罰金)

② 保管場所の位置を変更したとき(第7条第1項、第13条4項)

保管場所の位置を変更した時は、変更した日から15日以内に変更後の事項を届け出なければならない

(罰則:10万円以下の罰金)





音の出る信号機の音声誘導方向が変ります

★ 札幌市内中央区(1箇所)、白石区(3箇所)、豊平区(3箇所)、清田区 (1箇所)の、合計8箇所(下表参照)の信号機に設置している視覚障がい 者用誘導音声(「ピヨピヨ」「カッコー」)の鳴り分け方向が、隣接する交差 点との整合性を図るため、3月1日(水)から変更となります。

身近に、視覚に障がいのある方がいらっしゃいましたら、この事について お伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。

【変更場所】

	所 在 地	目標物
1箇所目	中央区南9条西4丁目	中島公園前
2箇所目	白石区本郷通1丁目	JOMO スタンド前
3箇所目	白石区南郷通1丁目	地下鉄白石駅前
4箇所目	白石区北郷2条4丁目	北洋銀行前
5箇所目	豊平区美園3条7丁目	トヨタカローラ札幌前
6箇所目	豊平区豊平8条13丁目	地下鉄豊平公園駅前
7箇所目	豊平区美園12条7丁目	豊平区役所前
8箇所目	清田区平岡1条1丁目	清田区役所前(押ボタン信号)

万が一の事故に備えシートベルトを着用しましょう!